

第4期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和4年度～令和8年度

概要版



令和4年3月

鳥栖市 鳥栖市社会福祉協議会



計画策定の背景

「地域福祉計画」は、地域福祉の推進に向けた目標とともに、自治体と地域住民等の役割や責務を具体化することなどによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための包括的な支援体制の整備など、目指す地域の実現に向けた地域福祉の推進を図るための計画です。

平成29年3月に策定した「第3期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画」から5年が経過した現在の状況を踏まえ、地域福祉をより一層推進し、すべての市民が地域社会で安心して生活できる社会を実現していくため、「第4期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

本市の地域福祉での課題

地域福祉に関する市民向けアンケート調査（令和2年実施）と、住民座談会の結果、「第3期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の振り返りを基に、本市の課題を次のように整理しました。

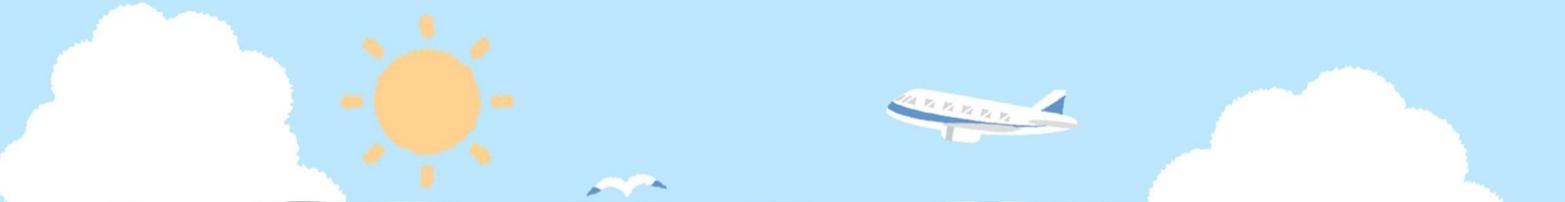
主な意見	課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化により一人暮らしの高齢者が増えている ● 日常的な安否確認の仕組みが確立される必要がある ● 地域で孤立する人が増えている 	課題① 相談体制・地域での見守り体制の充実が必要
<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家の防犯対策が必要 ● 防犯の面からも、暗い道への街灯の設置等犯罪の起きにくいまちづくりを進める必要がある ● 歩道の整備を確認し、児童の通学路の安全性を再確認する必要がある ● 子どもが道路で遊ばないよう、公園を増やしたり、整備したりするなど遊び場を確保する 	課題② 安心・安全に暮らせるまちづくりを進めていく必要がある
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の活動・買い物など、一般的な外出の支援が必要 ● 生きがいを持って取り組めるような活動を増やす ● 文化活動等の充実が必要 	課題③ 健康づくり・生きがいづくりのための取組が必要
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の連携体制の充実が必要 ● 危険個所の把握が必要 ● 災害や危険に対する啓発が必要 	課題④ 災害に備えるまちづくりを進める必要がある
<ul style="list-style-type: none"> ● 隣の人や近所の人との関わりが希薄で地域に頼れる人がいない人がいる ● 若い世代の福祉への関心が薄い ● 地域との関係が薄く、どんな人が住んでいるのか分からない ● 外国人と地域との交流がない ● 障害者に対する差別等、福祉教育の充実が必要 	課題⑤ 地域共生・支え合いの意識の醸成と福祉教育を通じた福祉のまちづくりの推進が必要
<ul style="list-style-type: none"> ● 気軽に集まれる場所がない ● 子どもの遊び場や学生が勉強できる場所の確保が必要 ● 高齢者や子どもと一緒に集える場所がない ● 子育て世代の親が集まれる場所が欲しい ● 高齢者が生きがいを持てるような学習・文化活動等の取り組みを充実させていく必要がある 	課題⑥ 集いの場や気軽に誰でも集まれる場所の確保が必要
<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアや市民活動の担い手が確保できない ● ボランティアや市民活動のお世話役の確保と育成ができない ● ボランティア活動の内容が十分に周知できていない ● 潜在的な市民活動・ボランティアの担い手が掘り起こせていない 	課題⑦ ボランティア活動・市民活動の推進と支援が必要
<ul style="list-style-type: none"> ● 支援を必要とする人へ、適切な支援を届けるための関係機関との連携体制の充実が必要 ● 地域と社協・行政が連携していく必要がある ● 福祉サービスに関する情報が入手しにくい人がいる ● 福祉サービスを知らない人がいる ● 必要な情報が届かず福祉サービスを受けられない人がいる 	課題⑧ 適切な支援・サービスの利用を促進していく必要がある
<ul style="list-style-type: none"> ● 複合的な課題に対応するための体制を整備する必要がある ● 複合的な課題に対応するため、関係機関との連携強化が必要 ● 相談先が分からず困っている人がいる ● 高齢者や障害者等、判断能力に不安がある人に対する支援が必要 	課題⑨ 多様な課題に対応するための相談・支援体制整備が必要

計画の体系図

「第3期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、「共に支えあい 幸せを感じるまち 鳥栖」の基本理念のもと、「みんなが参加する ～市民一人ひとりが参加する福祉のまちをつくろう～」、「安心安全に暮らす ～誰もが安心安全に暮らす福祉のまちをつくろう～」、「地域で支えあう ～必要なサービスを受けられる福祉のまちをつくろう～」の3つの基本目標を掲げ、計画を推進してきました。

基本理念は、鳥栖市の地域福祉が目指すべき姿であることから、第4期計画でもこれを踏襲し、本市の課題解決に向け、以下のような体系で計画を進めていきます。





基本目標 | 安心安全に暮らす ~誰もが安心安全に暮らす~

1 安心して安全に生活できる環境づくり

(1) 見守り体制・地域での支えあいの推進

市民ができること	<ul style="list-style-type: none">◆ 回覧板や配布物等の回覧時に声かけを行う等、日頃から隣近所での見守りを行います。◆ 地域で行っている見守り活動の趣旨を理解し、できる範囲で協力するよう努めます。◆ 子どもの登下校時などに声かけにより、問題の早期発見に努めます。
市社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域と連携しながら、在宅の一人暮らし高齢者等の生活状況を把握し、孤独感の解消と日常生活の安全確保を図ります。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">◆ 一人暮らし高齢者など、常時注意を要する人の緊急時の連絡手段を確保します。◆ 子ども達を犯罪から守るための取組を支援します。◆ 地域で活動する団体などが協力し、見守り活動が行えるよう支援します。◆ 安心した出産育児のための取組を行います。

(2) 安心安全なまちづくり

市民ができること	<ul style="list-style-type: none">◆ 障害のある人などの専用トイレや駐車スペースが設置されている主旨を理解し、マナーを守ります。◆ 日頃から、車や自転車を運転する際は、歩行者に注意し、交通安全に努めます。◆ 道路などの危険箇所がある場合は、行政や地域活動をされている人に報告します。
市社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域の安全安心なまちづくりの取組を支援します。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">◆ 公共施設や道路等は、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した整備に努めます。

2 健康づくりの促進

(1) 健康づくりの啓発・推進

市民ができること	<ul style="list-style-type: none">◆ 健康で生活していくために、定期的に健診を受けます。◆ 自分にあった運動をつづけます。◆ 健康づくりの講話や講座の情報を入手し、誘い合って参加します。
市社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">◆ 介護予防の取組を行います。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">◆ うららトス 21 プランを推進し、健康づくりの啓発促進を行います。◆ 生活習慣病に主眼を置いた健康診査等を実施することにより、糖尿病等の生活習慣病を早期発見・早期治療につなげて、重症化予防を図ります。◆ 65歳以上の高齢者を対象に、介護が必要となる状態を予防する取組を行います。◆ 誰もが気軽にできる生涯スポーツの普及を行い、健康づくりの普及に努めます。

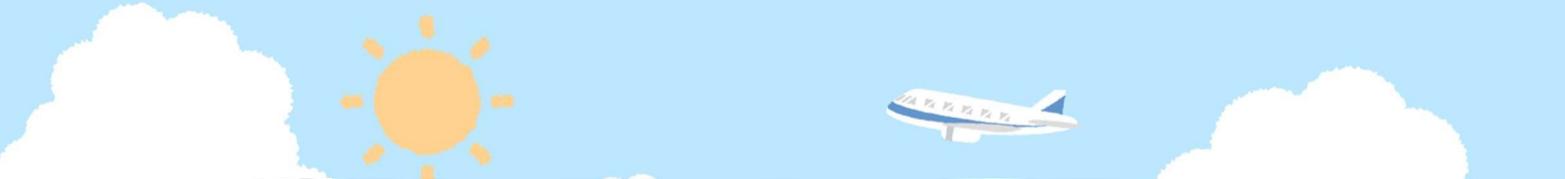


(2) 社会参加への支援

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日頃から、地域の高齢者や障害のある人と近所付き合いで良好な関係をつくれます。 ◆ 住み慣れた地域で人とのつながりを深めます。 ◆ 手話通訳や要約筆記など、人を支援するボランティア養成講座に参加します。
市社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害のある人などの社会参加を支援します。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者の社会参加を支援します。 ◆ 聴覚障害者等の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にします。 ◆ 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図ります。 ◆ 障害のある人等の創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

3 災害時や緊急時の支援体制づくり

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 非常用品の準備、避難場所や避難経路の確認など、防災意識の向上に努めます。 ◆ 避難時に支援が必要な家族がいる場合は、スムーズに避難できるよう、事前に準備をしておきます。 ◆ 日頃の近所付き合いを通じて、災害時や緊急時に地域で助けあえる関係をつくれます。 ◆ 地域全体で災害に対応できる体制をつくるため、防災訓練などで、意識の向上と支援体制の確認を行います。
市社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 急病人や幼児に対する応急処置の普及、防災や健康生活の啓発を進めます。 ◆ 災害ボランティアセンターにおいて、災害時の生活復旧を支援します。 ◆ 災害時や緊急時の地域での支援体制の充実に取り組みます。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災に関する意識を高めるための啓発活動に取り組みます。 ◆ 地域の各種機関・団体等と連携を図り、有事に備えます。 ◆ 避難に支援が必要な方の把握と支援について、地域住民の協力を得ながら進めます。 ◆ 災害時に一般避難所での滞在が困難な人の受入れを支援します。



基本目標2 みんなが参加する ～市民一人ひとりが参加する～

1 地域のつながりの促進

(1) 相互理解の促進

市民ができること	<ul style="list-style-type: none">◆ 各地区や市で行われている福祉の講座などに参加します。◆ 子どもや高齢者、障害のある人との交流に参加します。◆ 家庭や地域において、地域での支えあいの大切さを話し合います。
市社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">◆ 交流の場を充実し、相互理解を促進します。◆ 福祉教育を実施し、小・中学生のころからの福祉への理解を推進します。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">◆ 福祉教育を推進し、住民の交流などにより相互理解を育みます。◆ 各地区で実施されている高齢者との会食会や、子どもと高齢者の交流事業を支援します。◆ 障害のある人たちが、職場や地域でいきいきと幸せに生活できる地域社会づくりのために、啓発を行います。

(2) 福祉のまちづくりの促進

市民ができること	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域の一員として、できることをできる範囲で行います。◆ 現在行っている地域活動などについて、地域の人たちに知ってもらうよう心がけます。◆ 地域のまちづくり活動に関心のない人や参加しづらさを感じている人に、できる範囲で気軽にまちづくり活動に参加していただけるよう働きかけを行います。
市社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域と共に福祉のまちづくりを推進します。◆ 社会福祉事業の振興発展に努めます。◆ 市民の地域福祉に関する活動を応援する赤い羽根共同募金活動を推進します。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">◆ 市民と地域の課題の共有を図り、その解消に努めます。◆ 地域のまちづくりや市民活動への主体的な参加を推進します。◆ 市民活動への参加啓発や市民活動団体育成・支援、様々な市民活動の情報発信等を支援します。

2 地域活動やボランティア活動の充実

(1) 集いの場や居場所づくり

市民ができること	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域で開催されている行事に参加し、地域住民と親しくなることで身近なところにある楽しみを見つけます。◆ 自分のライフスタイルに合った健康づくりや趣味活動、楽しみを発見し、実践し続けます。
市社会福祉協議会 が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">◆ 各種団体と連携しながら、地域における交流の場の活性化を図り、地域の連帯感を醸成します。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">◆ 身近な地域において、子どもや高齢者、障害のある人など誰もが気軽に集い交流を深めることができる機会の拡充を図ります。





(2) 地域活動、ボランティア活動の推進

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域での清掃の奉仕活動など、様々なボランティア活動に参加します。 ◆ 定年を迎えた世代は、地域活動やボランティア活動に今まで培ってきた技術や経験を活かします。 ◆ 地域活動やボランティア活動に参加していない人を活動に誘います。 ◆ 地域の役員などを決めるときは、「お互い様」の意識を持ちます。
市社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地区社会福祉協議会を核として、地域活動を推進します。 ◆ ボランティアに関する情報提供や啓発を積極的に行い、地域住民が活動に参加しやすい環境をつくります。 ◆ 市民が「福祉」に興味を持ち、自主的にボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア活動の情報提供や養成講座などの活動を充実します。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域活動やボランティア活動の充実を図るとともに、次世代のリーダーや後継者といった人材の育成に努めます。 ◆ 市民が「福祉」に興味を持ち、自主的にボランティア活動に取り組んでもらうため、ボランティア活動等の情報提供や養成講座などの活動を支援します。 ◆ 市民活動団体の活性化及び自立を促進します。

基本目標3 地域で支えあう ～必要なサービスを受けられる～

1 適切な福祉サービス等の利用促進

(1) 福祉サービスの適切な利用促進

市民ができること	◆ 広報紙、回覧板、パンフレット等に目を通し、福祉サービス等に関する情報の把握と制度の理解を深めます。
市社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要支援者の状況把握に努め、適切な支援を行います。 ◆ 関係機関と連携を図り、問題解決に努めます。
市が取り組むこと	◆ 一人ひとりに応じた適切なサービスを包括的に提供できる環境の整備に努めます。

(2) 情報提供の適正化

市民ができること	◆ 広報紙、回覧板、パンフレット、ホームページなどに目を通し、福祉サービスの理解を深めます。
市社会福祉協議会が取り組むこと	◆ 広報紙などでわかりやすく各種福祉事業を紹介します。
市が取り組むこと	◆ 福祉サービスを必要とする人が、必要な時に必要な情報を受け取ることができるよう、誰もがわかりやすい情報提供をめざします。



2 地域共生社会の実現に向けた体制の整備

(1) 情報共有・情報提供体制の整備

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ふれあい・いきいきサロン」など地域の集まりに積極的に参加して、福祉サービス等の情報収集を行います。 ◆ 日頃から近所の人たちと顔を合わせるようにして、お互いに情報の交換を行います。
市社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て情報の提供を行います。 ◆ ボランティアに関する情報の提供を行います。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉サービスを必要とする人が、必要な時に必要な情報を受け取ることができるよう、誰もがわかりやすい情報提供をめざします。

(2) 相談支援体制の充実

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日頃の近所付き合いにより、いざという時お互いに相談できる関係を築きます。 ◆ 地域包括支援センターなど、生活の相談を聞いてくれるところについて、周囲の人たちと情報を共有します。
市社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉など、それぞれの市民からの相談に応じ、適切な対応を行います。 ◆ 新たに社会問題化する事案の把握に努め、相談体制を整えます。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 様々な相談に対応するため、体制の充実を図ります。 ◆ 新たな支援が必要なケースにおいて、支援策を検討し、支援体制の充実を図ります。

(3) 安心して福祉サービスを受けられる環境の整備

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不適切な福祉サービスの提供がみられた場合、速やかに市や関係団体等へ情報を提供します。 ◆ 身近に判断力に不安がある市民がいたときは、簡単な支援を行ったり、行政機関へつないだりします。 ◆ 地域住民を支援するときに、入手した個人情報適切に取り扱います。
市社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個人情報の取り扱いに関しては目的外使用を禁止し、個人情報保護を徹底します。 ◆ 日常生活に不安をお持ちの高齢者や障害のある人に、日常的な金銭管理や書類等の預かりを行います。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉サービスを必要とする人が自ら判断して利用することができるよう、利用者の立場に立って適切に支援します。 ◆ 判断力に不安がある高齢者や障害のある人などに対して、日常生活に必要な諸手続きの支援とともに、福祉サービスで利用者が不利益を被らないよう権利擁護に努めます。

【この冊子に関するお問い合わせ】

鳥栖市 健康福祉みらい部 地域福祉課

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地
 TEL 0942-85-3553
 FAX 0942-85-2009
<http://www.city.tosu.lg.jp/>

社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会

〒841-0051 佐賀県鳥栖市元町1228番地1
 TEL 0942-85-3555
 FAX 0942-85-3617
<http://www.tosu-shakyo.or.jp/>